

○総務省告示第三百四十九号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十一条第二項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第三百七十三号（学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認、変更、取消し及び廃止の手續を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

様式第一号及び様式第四号から様式第六号までの規定中「無線通信の設備を有する」を削る。